



日鉄跡地に係る土壤汚染対策法第14条の申請に基づく区域の指定について

令和7年3月28日（金）に日本製鉄（株）から提出された同社瀬戸内製鉄所呉地区に係る土壤汚染対策法第14条*に基づく区域指定の申請について、「形質変更時要届出区域」に指定しましたのでお知らせします。（指定番号：形－13）

※該当区域の指定については、告示するとともに、呉市ホームページでも公表しています。

【区域の所在地】

呉市昭和町6番12, 10番1, 10番19, 10番20, 10番22, 10番31, 10番32, 10番34

呉市警固屋2丁目205番3, 205番9, 222番2, 222番3, 222番4, 222番30, 222番31, 222番32

本件指定により、今後、当該指定区域において掘削等の形質変更を行う際には、土壤汚染対策法第12条に基づき、着手する14日前までに本市への届出が必要となります。

また、当該届出に係る土地の形質変更の方法が環境省令で定める基準に適合しない等の場合には、計画の変更を命じます。

※ 土壤汚染対策法第14条（指定の申請）とは、土地の所有者等が自主的に土壤汚染状況調査を実施し、「環境省令の基準に適合しないと思料するときは、区域指定の申請を行うことができる」というものです。

このたびの区域指定については、審査の結果、有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないことを確認したため、「形質変更時要届出区域」に指定したものです。